

## 監事監査報告書

平成25年5月13日

学校法人 富士修紅学院

理事 会 御中  
評議員会 御中

学校法人 富士修紅学院

監事 高石国康 

監事 中林源吾 

私たち学校法人富士修紅学院の監事は、私立学校法第37条第3項の定めに基づき、平成24年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の学校法人の財産状況及び業務全般の執行状況を監査いたしました。その結果につき、次の通り報告いたします。

### 1. 監査方法の概要

私たちは、理事会及び評議員会に出席するほか、理事から業務の報告を聴取しがつ重要な決裁書類等を閲覧するとともに、主要な関係部署において業務及び財産の状況を調査しました。また、会計監査人と連携を取り、計算書類につき検討を加えました。

### 2. 監査の結果

学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、財産目録及び計算書類は会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めました。

以上